

第20回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第20回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和7年11月21日(金) 午後1時25分～午後2時45分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2

3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	

4 欠席委員 (農業委員0名)

(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第112号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第113号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について

(農地中間管理権/所有権移転)

議案第114号 小野市地域計画(案)に関する意見について

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

11月も後半に近づきまして、本当に朝晩寒くなってまいりました。今日、朝起きて、家の裏の田んぼにまいているアラヌカを見ていましたら、初霜が下りたように真っ白になっておりました。

今月から皆様も上着を着用いただいておりますが、来年の夏前まで着用いただくこととなります。

今年のお米の状況ですけれども、豊作で、皆さんも数量が多かったと思います。ところが、米の品質は思ったより良くなって、知り合いに聞きましたら、ほとんどの方が2等米でした。新聞で見ていると、1等米の比率は全国で77パーセントとなっており、これは平年並みだそうです。

ところが、兵庫県の1等米の比率は27.5パーセントで、全国平均と比べたら非常に1等米の比率は悪い状況でした。原因は何かというと、高温障害による生育不良と、病害虫（イモチ病）によるものだそうです。

米の金額のことを考えますと、少し品質が悪くても、数量が多かったら懐に入るお金も多かったのではないかと思います。今年は良い年であったと思っております。

私は、酒米の山田錦を3分の1ほど耕作しておりまして、今年は山田錦が倒れまして、コンバインで収穫する時、3回詰まって故障して、農機具屋に来てもらいました。私のコンバインは2条刈りで、年数も20年ほど経過しています。そのため、ベルトが切れたり、詰まったりしました。

もうそろそろ買い替えかと思って、〇〇〇〇の展示会がありましたので、どれくらいの値段するのか見に行ったら、3条刈りで500万円、4条刈りでしたら1,000万円近くしておりました。私は76歳ですので、いくら乗っても20年も乗れないので、よく乗って10年、へたしたら5年も乗れないかと思って、コンバインに500万円も1,000万円も出していたら、死ぬまでに元を取れないなと思い、買わずに帰ってきたところでもあります。

本日第20回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について、ほかの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただいまから第20回小野市農業委員会を開会いたします。
(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号6番　山田英俊委員、
1番　池澤弘子委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第111号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の1ページをお願いします。

議案第111号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年11月21日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

詳細は、2ページから3ページの12件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長　議案第111号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 黍田町○○ ○○ ○○、譲渡人 加東市東実○○ ○○○○○、申請地：所在地 黍田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、黍田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、黍田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計3筆、合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地の所有者は、○○さんが所有されておられ、相続により加東市に嫁がれて○○○○さんが所有されておられます。

申請地は、黍田町内の85歳になられる方が耕作されておられましたが、高齢で体調を崩して耕作できないということで、引き続いて耕作できる方を黍田町内で調整した結果、次の2番、3番の申請地と同様に、申請地の近隣農地を耕作されている方に譲り渡すことになり、譲受人の○○さんが譲り受けることとなりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長　1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 黍田町○○○ ○○ ○○、譲渡人 加東市東実○○ ○○○○○、申請地：所在地 黍田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、黍田町字○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、

黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計3筆、合計面積〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は、黍田町内の85歳になられる方が耕作されておられましたが、高齢で体調を崩して耕作できないということで、引き続いて耕作できる方を黍田町内で調整した結果、1番の申請地と同様に、申請地の近隣農地を耕作されている方に譲り渡すことになり、譲受人の〇〇さんが譲り受けることとなりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 黍田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 加東市東実〇〇 〇〇 〇〇〇、申請地：所在地 黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は、黍田町内の85歳になられる方が耕作されておられましたが、高齢で体調を崩して耕作できないということで、引き続いて耕作できる方を黍田町内で調整した結果、1番、2番の申請地と同様に、申請地の近隣農地を耕作されている方に譲り渡すことになり、譲受人の〇〇さんが譲り受けることとなりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可するこ

とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは4番について、次の5番、6番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、4番、5番、6番について説明いたします。

4番

議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから8ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 久保木町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○○○○ 地目田 面積○○○ m^2 自作地、摘要として、使用貸借権の設定であります。

今回の申請地は、以前から利用権の設定により、耕作をされておりましたが、利用権設定の期間満了となり、利用権設定の制度が廃止となったため、譲受人と譲渡人と協議の結果、農地法第3条の使用貸借権の設定(期間5年間)による申請となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番

議案書の2ページ、及び参考資料の、9ページから10ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 久保木町○○ ○○ ○○○、池尻町○○ ○○ ○○、久保木町○○ ○○ ○○、加東市○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○○○○ 地目田 面積○○○ m^2 自作地、摘要として、賃借権の設定であります。

今回の申請地は、以前から利用権の設定により、耕作をされておりましたが、利用権設定の期間満了となり、利用権設定の制度が廃止となったため、譲受人と譲渡人と協議の結果、農地法第3条の賃借権の設定(期間5年間)による申請となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

6番

議案書の2ページ、及び参考資料の、11ページから12ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 三木市○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○○○○○○ 地目田 面積

〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、賃借権の設定であります。

今回の申請地は、以前から利用権の設定により、耕作をされておられましたが、利用権設定の期間満了となり、利用権設定の制度が廃止となったため、譲受人と譲渡人と協議の結果、農地法第3条の賃借権の設定（期間5年間）による申請となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 4番、5番、6番について、説明は終わりました。4番、5番、6番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番、5番、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番、5番、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、次の8番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、7番、8番について説明いたします。

7番

議案書の3ページ、及び参考資料の、13ページから14ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 曾根町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 曾根町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、曾根町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、賃借権の設定であります。

今回の申請地は、以前から利用権の設定により、耕作をされておられましたが、利用権設定の期間満了となり、利用権設定の制度が廃止となったため、譲受人と譲渡人と協議の結果、農地法第3条の賃借権の設定（期間5年間）による申請となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

8番

議案書の3ページ、及び参考資料の、15ページから16ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 曾根町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 曾根町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自

作地、曾根町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、賃借権の設定であります。

今回の申請地は、以前から利用権の設定により、耕作をされておられましたが、利用権設定の期間満了となり、利用権設定の制度が廃止となったため、譲受人と譲渡人と協議の結果、農地法第3条の賃借権の設定（期間5年間）による申請となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 7番8番について、説明は終わりました。7番8番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、9番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、17ページから20ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 小田町〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計6筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは、主人が亡くなられた後、町内の方に耕作をお願いしておりましたが、子どもも娘2人で今後も耕作することが難しいため、譲受人の〇〇さんと売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、10番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、21ページから22ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 住吉町○○ ○○ ○○○、譲渡人 加東市○○○○
○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○ ○○
○○、申請地：所在地 住吉町町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○
㎡ 自作地、住吉町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、住吉
町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、住吉町字○○○○○○○ 地
目田 面積○○○㎡ 自作地、合計4筆、合計面積○○○○○㎡、摘要と
して、売買による所有権移転であります。

この件につきましては、○○○○さんが三木市で○○○○業をされてお
られましたが、破綻いたしまして競売にかけられることとなりました。

譲受人の○○○○○さんは、○○○○さんのお母さんになられ、孫がお
りますので、その子のために田んぼを買い戻すために今回の申請となりま
した。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見
はございませんか。

○議長 事務局に確認しますが、申請地の合計面積が小数点以下まで表記されて
いますが、どういうことですか。

○事務局 基本的には小数点以下までは表記しません。4筆のうち、1筆が10平
方メートル以下の面積があり、10平方メートル以下の面積の場合のみ小
数点以下の面積表記をすることとなり、4筆の合計面積も小数点以下の表
記となっております。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは11番について、次の12番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、11番、12番について説明いたします。

11番

議案書の3ページ、及び参考資料の、23ページから24ページまでをあわせてご覧ください。

11番

申請人：譲受人 三和町○○ ○○ ○○、譲渡人 三和町○○○ ○○ ○○○、申請地：所在地 三和町字○○○○○ 地目田 面積○○○ m^2 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは年齢も80歳くらいで、後継者もいらっしゃらないため、申請地も何十年も耕作されていなかったことから、譲受人の○○さんと売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

12番

議案書の3ページ、及び参考資料の、25ページから26ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三和町○○ ○○ ○○、譲渡人 西宮市○○○○○ ○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 三和町字○○○○○○○ 地目田 面積○○ m^2 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

申請地の近くに譲受人の○○さんが農地を耕作されておられ、贈与による話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 11番、12番について、説明は終わりました。11番、12番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、11番、12番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、11番、12番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第111号 農地法第3条関係では、申請件数12件、うち許可件数12件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第112号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第112号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの3件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第112号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、27ページから28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人(借人) 西脇市○○○○○○ ○○○○○○○○ ○
○○、譲渡人(貸人) 住吉町○○○ ○○ ○、申請地：所在地 住
吉町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、所有権
移転 一般住宅 1棟 木造平屋建 126㎡ 露天駐車場 普通自動車
4台 ドックラン(第3種農地)となります。

譲渡人の○○○氏の三男で譲受人の○○○○氏が現在西脇市に住んで
おられまして、○○○○○○で勤務をしております。譲受人の○○○○氏

に子どもができて、住吉町へ帰ってくるということで〇〇〇氏の所有している田んぼを子に譲り渡し、今回家を建てるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側が田と宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、次の3番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番、3番について説明いたします。

2番

参考資料の、29ページから30ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 神戸市中央区〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 市場町〇〇 〇〇 〇〇、申請地:所在地 市場町字〇〇〇〇 地目田 面積710㎡ 小作地、摘要として、所有権移転、太陽光発電設備 パネル枚数143枚 出力49.5kw (第2種農地)となります。

今回の申請地は、7,8年ほど前から両方で太陽光発電設置の話がまとまっていたのですが、これまで最終の申請まで至らずにいましたが、今回最

終の話がまとめり今回の申請となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

3番

参考資料の、31ページから32ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 神戸市中央区〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 高山町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、市場町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地:所在地 市場町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、市場町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、市場町字〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、合計3筆、合計面積〇〇〇〇m²、摘要として、所有権移転、太陽光発電設備 パネル枚数247枚 出力49.5kw (第2種農地) となります。

今回の申請地は、7,8年ほど前から両方で太陽光発電設置の話がまとまっていたが、これまで最終の申請まで至らずにいましたが、今回最終の話がまとめり今回の申請となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番、3番の現地調査報告をいたします。

それでは、まず2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が山林、西側が田、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

引き続き、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が道路、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番、3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第112号 農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後2時15分まで休憩いたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権/所有権移転))

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第113号、114号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

○議長 次に議案、第113号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第113号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権/所有権移転)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和7年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

8ページをお願いします。

市長部局より、令和7年10月27日付けで、意見を求められています。

本日、机の上に置かせていただいております資料が、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第113号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地

を納めることとなります。

それが、この制度を使ったら800万円控除されることとなります。だから、売られた方は、丸々利益となります。

○議長 今回のケースであれば、〇〇万円売られた方は、税金がかからないということですか。

○事務局 そのとおりです。

○議長 このような申請は、今回初めてですか。

○事務局 昨年までも、経営基盤強化促進法で所有権移転はありました。相手方が認定農業者でないとダメという条件があります。

○産業 基本的に認定農業者の場合に限られてきます。

従来、小野市でもこれまでからやっておりました基盤強化法に基づきやっておりました利用集積で所有権移転をした場合と同様の内容となります。今回ですと、〇〇〇〇さんは認定農業者で、かつ条件として地域計画の中で、この土地が担い手農業者に利用されている前提があります。このように、ぴたっと合う計画をされています。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員

田んぼの売買の場合、登記の費用を市が支払ってくれると聞いたが、そうなんですか。

○産業 従来の市が、市長の権限でやっておりました認定農業者の利用集積の場合、所有権移転の登記を市が行っておりましたので、登記費用が0円でした。

ただ、この制度は、令和7年3月末までの取引で終了となりましたので、今この利用集積が無くなって、800万円の控除の部分が農地中間管理権に基づく、ひょうご農林機構を通じた売買の場合でしか800万円の控除が適用されません。ひょうご農林機構が登記の事務をするのですが、登記費用そのものは今の制度でしたら買取主（購入者）に係ることとなっております。従来でしたら登記費用は0円でしたが、登記費用がかかるようになっております。ただ、売主の譲渡所得の控除（800万円）は引き続き適用されます。売主の特典は変わらず、買主の方は登記費用がかかるようになります。今回の農地でしたら、登記費用10万円ほどかかります。実際には7万円程度かと思えます。

○議長 ひょうご農林機構に則った制度においても、登記費用が必要ということ

ですか。

- 産業 ひょうご農林機構に則った制度ではありますが、登記費用だけは買主負担となっております。
- 議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。
- 議長 以上、議案、第113号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権/所有権移転)」に関する審議は終了しました。

(小野市地域計画(案)に関する意見について)

- 議長 次に、議案第114号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。
- 事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

議案第114号

小野市地域計画(案)に関する意見について
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画(案)について意見を求める。

令和7年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

10ページをお願いします。

市長部局より、令和7年11月5日付けで、意見を求められています。
意見聴取を求められる地域計画(案)は、1計画となっております。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 議案第114号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画(案)に関する意見について」でございます。
この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、そ

の後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 続いて、議案第114号「小野市地域計画（案）に関する意見について」の提案につきまして、説明させていただきます。

まず、現状であります。現在、市内68ある農業集落において、順次、地域計画を策定しており、うち62の集落で完成し、残り6の集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

今回の議案であります。新規のもので、1つの地域計画案について、貴委員会の意見を求めるものであります。

議案資料は9ページ、10ページとなります。

審議にあたりましては、別途、配布しております。地域計画案の概要説明書と小野市地域計画案の3点をご覧ください。

それでは、新規の地域計画案について、説明してまいります。

今回は、新規分といたしまして、黒川町、1町の地域計画案を提案しております。

では、黒川町の地域計画案について、説明をさせていただきます。

対象農地は33.9ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「現状維持」とするものであります。

その担い手への農地集約の面積は、増減はございません。

10年後の農地集積率は、30%を目指すこととしております。

主な営農の担い手といたしましては、認定農業者として、○○○○○○○○○○、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、その他の農業者として、○○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏ほかとなります。

具体的な計画案の内容は、地域計画案1ページから4ページをご覧ください。

以上をもちまして、議案114号 新規の地域計画案の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員

この黒川町の地域計画案ですが、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針で、「現状維持」が多いですが、10年先といえば状況がかなり変わってくると思うのですが、年齢で70歳ぐらいの方が10年後といえば、農業をやめる方も多くなる年齢かと思えます。そしてまた、地元の長尾町でも私が聞いているのですが、このようなことは農業委員として、市として進めていけばよいのでしょうか。地域内で状況が変わってきたら、

町から市へ報告したらよいのか。

○産業 地域計画案は、黒川町農会の話の中で、具体的に自分の農地を耕作できない人の受け入れ先がないので、現状維持にとどまっている計画となっている状況であります。

今後、地域計画そのものは、状況の変化によって変えていくもので、毎年変えてもいいし、担い手農家さんも変わりますので、例えば、〇〇〇〇〇〇が黒川町のある特定のブロックを一式作れないから返しますよといった話など具体的な話が上がってきましたが、その都度、計画を変えていく形になります。一番いいのは、町の方から担い手にある程度まとまった土地が提供できる情報をいただける話があれば、その都度、計画を変更していけるような仕組みになっております。

あくまでもこの地域計画は、一度作ったら計画に縛られるのではなくて、補助事業の活用の中身とか、後追いで変えていけるような性質の計画であります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第114号「小野市地域計画(案)に関する意見について」に関する審議は終了しました。
(産業創造課職員退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項1から3を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 11ページをご覧ください。
報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
(証明期間 令和7年10月1日～令和7年10月31日)
令和7年11月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 復井町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては合計1件、使用目的は、農業用倉庫の申請です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 広渡町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計1件、使用目的は、軽油免税の申請です。

引き続きまして、12ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年10月1日～令和7年10月31日)

令和7年11月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 長尾町〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 敷地町〇〇
〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 長尾町字〇〇〇
〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡、長尾町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇
〇〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7
年10月17日受理、利用権 使用貸借権の合意解約で、農地法第18条
第6項及び同法施行規則第68条の規定に係る届出は、10筆、12,792
㎡の4件です。

引き続きまして、13ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年10月1日～令和7年10月31日)

令和7年11月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人（相続人） 昭和町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
譲渡人（被相続人） 昭和町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
物件の表示 所在地 昭和町字〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、
合計 18筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしましては相続による
所有権取得、令和7年10月2日受理、農地法第3条の3第1
項の規定による届出は、合計4件、23筆、12,785㎡でした。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。
これをもちまして、第20回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署
名捺印する。

令和7年11月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員6番

議事録署名委員1番